堺市社会福祉審議会規程の改正趣旨

　審議会及び専門分科会並びに部会の運営について堺市社会福祉審議会規程に定めているところですが、法律の改正等に伴い、次の改正趣旨により規程の改正が必要となります。

１　障害者自立支援法の法律名の変更に伴うもの

　　規程第３条第１項に記載のある「障害者自立支援法」は、法律名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に変更されていることから、規程中の法律名について修正するもの。

２　家事事件手続法及び児童福祉法の一部改正に伴うもの

令和2年4月1日、特別養子縁組の制度の利用を促進する観点から、民法等の一部を改正する法律が施行され、家事事件手続法及び児童福祉法が一部改正された。これにより、特別養子縁組成立の手続の中に「特別養子適格の確認の審判」（※）が新設され、児童相談所長が申立人となることが可能となった。

実親の同意の有無に関わらず、申立の適否を判断することから、児童福祉法第２７条第６項に規定する措置と同様に、堺市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会に諮問することとし、規程中の同審査部会における諮問内容について追加するもの。

３　会議の書面開催について明文化するもの

　　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、今年度の堺市社会福祉審議会については、書面による審議としているところであるが、今般、当該書面開催に関する条項を規程に追加するもの。

※　「特別養子適格の確認の審判」について

・特別養子制度とは、昭和62年に新設された民法817条の2から11に規定されている、実方血族との親族関係を終了させる断絶型の養子制度。養親候補者が申立て（請求）により家庭裁判所の審判によって成立し、これにより、実態法上も戸籍上も養親の実子として取り扱われてきた。

・児童相談所（堺市子ども相談所）は、里親登録を行った養子縁組を希望する「養子縁組里親」と実親が養子に出すことを希望している子どもとのマッチングを行っている。

・今回の民法等の一部を改正する法律の目的は、児童養護施設等に入所中の児童等に家庭的な養育環境を提供し、永続的な養育環境を保障するため、特別養子縁組の成立要件を緩和すること等により、制度の利用を促進することであり、その見直しの一つが特別養子縁組の成立手続の見直しである。

・今までは、養親候補者のみが申立てを行っていたが、手続が見直され、「特別養子適格の確認の審判」と「特別養子縁組の成立の審判」の２段階手続が導入された。第１段階の実親による養育状況及び実親の同意の有無を判断する「特別養子適格の確認の審判」について、児童相談所長も実施可能となり、実親の同意があいまいな場合や実親が行方不明の場合等の養育状況の確認を児童相談所長が申立て時に示すことにより、養親候補者の負担が軽減される。

・ただ、実親の同意がはっきりしない、あるいは同意がない中で申立てをすることは、実親と子どもとの関係を断絶すべきであるとの意向を家庭裁判所へ申立てるものであり、児童相談所長の一存で行うのではなく、有識者の意見を聴取する方が望ましいと判断し、今回の改正案に至る。